

MGR の横暴を許すな！ パワハラはやめろ！

■退職を強要！会社とMGRの横暴を絶対許すな！

パワーハラスメントとは！！

パワーハラスメントとは、仕事上の上下関係・権利関係を不当に利用することによる嫌がらせ・いじめなどを指す言葉です。つまり、「職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。」（著者：岡田康子さん）

クビ（解雇）するぞ！と脅す

労働者をクビ（解雇）にするには、客観的にみて合理的と判断できるだけの根拠が必要です。解雇されるほどの理由が無いにも関わらず「お前なんかいつでもクビに出来る」というような言動で半ば強制的に労働者を従わせようとする行為はパワーハラスメントと判断されます。また、解雇とは言わないまでも「この仕事、君には向いていないんじゃない？」

「転職を考えた方がいいよ」などと転職・退職を促すような発言もパワーハラスメントになる可能性が高いです。

必要以上にミスを追及する

些細なミスであるにも関わらず必要以上に怒鳴りつけたり、公衆の面前で指摘を繰り返すことによって労働者に対してストレスを与えるというのも典型的なパワーハラスメントの例です。ひどい場合は暴力にまで及ぶ事もあり、これはパワーハラスメントというだけでなく傷害罪などの刑事罰に問われる可能性があります。

パワーハラスメントはなぜ起こる？

本来、上司・部下といった関係はあくまでビジネスの上での契約で、これが人間的に上とか下とかいう事にはなりません。しかし、いつも命令している立場にある人はこれを忘れがちになり、人間性を否定するような言動があったり、仕事上の権限を超えて命令をしたりする場合があります。これがパワーハラスメントの原因になる事が多いのです。

強要による退職願は有効かと？

強要された場合

退職する事を会社に強要されたり、会社の一室に拘束されたりして退職届・退職願を書くことを強要・命令されたような場合は、本人の意思によるものではないので届けが無効と判断されます。なお、直接的に「退職しろ」と言われなかったとしても、それを促すような言動を繰り返されたりした結果として退職届・退職願を出した場合などは、本人の意志によるものではないと判断される可能性が高いでしょう。

騙された場合

これは例えば、「君の業績ではもうすぐクビになるから、自分から退職した方が体裁がいい」などと言われてそれが事実ではなかった場合、これは言わば会社に騙されて退職届・退職願を出したことになりますから、その届けは無効と判断されます。

この件で解雇された新砂の輸入通関部の従業員は、最初は彼個人で弁護士に相談して、独力で解決しようとしていました。

今、組合を通じて、闘っていますが、弁護士費用は彼個人の負担です。

組合は確かに駆け込み寺に見えてしまうかもしれませんが、（組合員の中には納得してない方もおられるかと思いますが。）

今回の闘いはあくまでも組合は彼の支援をして、社会通念上、会社に対して本当に従業員に不当なことを不当と言える機能する

労働組合で有り続ける為にこの闘いを執決定しました。彼はやってもいないセクハラ疑惑までかけられました。

会社は憶測でモノを言ってもらっては困ります。事実確認をしたのでしょうか？本当に綿密な調査をしましたか？

事実無根の疑惑をかけられて、会社はMGRの言ったほうを信用する。現場の従業員はこれでは安心して働けません。最初は口頭注意→それでも改善されなければCAPを書き、3ヶ月経過を見る。それからでもワーニングレターでも遅くはないですか？いきなりワーニングレターでは無能としか言いようがありません。今回のように自分の汚点がつくようなことを嫌うMGRがいたりします。現場の従業員だけに負担だけを強制して自分は綺麗なままです。（もちろん多くのMGRは真面目に働き、部下の面倒を見ています。）

こんな会社で安心して働けるでしょうか？でないと今回のように組合に入っていないばかりに個人攻撃されてしまいます。

会社の横暴、MGRのパワハラを許さないためにも

現在、組合に加盟していない人々も組合に参加して

共に力を合わせて闘いましょう！

随時 組合員の加入を行っております。

HP アドレスは <http://www.fdxunion.com>

メールアドレスは fdxunion@fdxunion.com